

# 旧〇〇小学校跡地利活用に係る基本協定書

旧〇〇小学校跡地利活用（以下、「本件」という。）に関して、鉢田市（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は本件に関し、甲及び事業者公募において優先事業者に決定された乙が、本件の実施に向けて必要となる事項を定めるものである。

## （基本的合意）

第2条 乙は、本協定及び本件公募要項等を十分に理解し、これに同意したことを確認する。

## （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から本件に係る売買契約の締結の日までとする。ただし、本件に係る売買契約が締結に至らなかったときは、その時点で本協定の効力は失われるものとする。

## （本件事業計画書内容の協議）

第4条 乙は、本件事業計画書の内容について、甲と協議しなければならない。

2 乙は、本協定締結後、1ヵ月以内に地域説明会を実施するものとする。

3 乙は、地域説明会を実施した結果、地域住民の理解が得られた後、甲と協議を進め双方の合意に達した場合には、甲は事業計画の承認について、乙に書面にて通知する。

4 乙は、甲との協議及び地域説明会を実施した結果、本件事業計画書の内容の見直しが必要になったときは、必要な修正・変更を行い、甲の承認を受けた上で、本件事業計画書を確定させなければならない。

5 甲及び乙は、第1項の協議及び第2項の地域説明会の結果、本件事業計画書の確定が困難と判断したときは、本件に係る売買契約の締結に向けた協議の終了を申し出ることができる。

6 前項の申し出があったときは、甲及び乙は互いに申し出の事実を確認し、改めて書面による合意をもって、本協定の効力は失われるものとする。

## （権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、本協定上の地位又は本協定により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は継承させてはならない。

## （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本件に関連して知り得た相手方の業務上の秘密事項を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならないものとし、本件に係る売買契約締結後も同様とする。

ただし、甲が鉢田市の保有する情報の公開に関する条例（平成27年鉢田市条例第20号）その他の法令に基づき開示するときは、この限りではない。

## （準備行為）

第7条 乙は、本件に係る売買契約締結前であっても、自らの責任において、本件の実施に関する必要な準備作業を行うことができるものとし、甲は必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。

2 甲又は乙のいずれかの責にも帰するべき事由によらず、本件に係る売買契約の締結に至らなかったときは、別途書面による合意があるときを除き、甲と乙が本件の準備に関して既に支出した費用などについては各自が負担するものとし、かかる準備行為に要した費用に関連し、甲乙間での費用の請求、精算、その他相互に債権債務の関係は一切生じないものとする。

## （議決が得られないときの措置）

第8条 本件に係る売買契約または予算に係る提案議案が市議会で否決されたとき、若しくは議決を得られる見込みがないと認められるときは、甲と乙の協議の上、本件に係る売買契約の開始時期の変更、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(不可抗力条項)

第9条 地震、台風その他の天変地異、その他の不可抗力により、当事者的一方又は双方が本件に関し相手方に負う債務の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅延又は履行不能に陥ったときは、いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を直ちに相手に通知するとともに、回復するための最善の努力をする。

2 前項に定める事由が生じたときは、甲と乙の協議の上、本件に係る売買契約の開始時期の変更、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(本協定の見直し等)

第10条 本協定の規定は、甲及び乙間の書面による合意がなければ変更できない。

(本協定に定めのない事項等に対する協議)

第11条 本協定の定めのない事項について必要が生じたとき又は疑義が生じたときは、甲と乙の協議によって解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第12条 本協定は、日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の訴えについては、本事業区域の所在地を管轄する水戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 茨城県鉾田市鉾田1444番地1

名 称 鉾田市

代表者 鉾田市長 岸田 一夫

乙

所在地

名 称

代表者